

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 30-外2-1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年5月22日

【会社名】 コーペラティブ・ラボバンク・ウー・アー  
(Coöperatieve Rabobank U.A.)

【代表者の役職氏名】 長期資金調達部長(日本)  
(Head of Long Term Funding - Japan)  
K. タナカ  
(K. Tanaka)

【本店の所在の場所】 オランダ国 3521 CB ユトレヒト市クローセラーン18  
(Croeselaan 18 3521 CB Utrecht, the Netherlands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 梅 津 立

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6775)1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 中村 慎二 / 梶原 康平 / 嶋田 祐輝 / 白藤 祐也 /  
梶谷 裕紀

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6775)1000

【発行登録の対象とした  
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 コーペラティブ・ラボバンク・ウー・アー 2022年6月6日満期 豪ドル建社債  
1億2,140万豪ドル(101億3,326万円)

(上記円換算額は1豪ドル=83.47円の為替レート(2018年5月21日現在の株式会社三菱UFJ銀行による対顧客電信直物売買相場の仲値)による。)

## 【発行登録書の内容】

提出日	平成30年4月24日
効力発生日	平成30年5月2日
有効期限	平成32年5月1日
発行登録番号	30-外2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

## 【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし				
実績合計額		0円	減額総額	0円

【残額】 5,000億円

(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】 該当事項なし

(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 第一部 【証券情報】

<コーペラティブ・ラボバンク・ウー・アー 2022年6月6日満期 豪ドル建社債に関する情報>

(注1)本書中、「発行者」又は「発行会社」とは、コーペラティブ・ラボバンク・ウー・アーを指す。

(注2)本書中に別段の表示がある場合を除き、「豪ドル」及び「豪セント」とはすべてオーストラリアの法定通貨を、「ユーロ」とはすべて特定の欧州連合加盟国の法定通貨を指す。

### 第1 【募集要項】

該当事項なし

## 第2 【売出要項】

## 1 【売出有価証券】

## 【売出社債（短期社債を除く。）】

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	1億2,140万豪ドル
売出価額の総額	1億2,140万豪ドル
利率	年率2.57%

注（1） 本社債は、2018年6月4日（以下「発行日」という。）（下記「2 売出しの条件-摘要(1)」を参照）に、発行会社のオーストラリア支店（オーストラリア事業番号 70 003 917 655）（以下「ラボバンクオーストラリア支店」という。）を通じて発行会社により発行会社の2018年5月11日付160,000,000,000ユーロのグローバルメディアムタームノートプログラム（発行日において修正又は追補がある場合にはそれらすべてを含む。以下「本プログラム」という。）に基づき発行され、売出人と同一グループ会社である英国SMB C日興キャピタル・マーケット会社によりユーロ市場で引き受けられる。本社債はいかなる金融商品取引所にも上場される予定はない。本社債はラボバンクオーストラリア支店を通じて発行会社により発行されるが、発行会社自身の債務である。

## 2 【売出しの条件】

## 本社債のその他の主な要項

本社債は、発行会社、コーペラティブ・ラボバンク・ウー・アー・オーストラリア支店、コーペラティブ・ラボバンク・ウー・アー・ニュージーランド支店、ドイチェ・バンク・アー・ゲー・ロンドン支店（以下「財務代理人」という。）及び当該契約書に記載されるその他の代理人の間の2018年5月11日付の修正再表示代理契約（本社債の発行日付の修正若しくは追補を含む。以下「代理契約」という。）に基づき、本社債の発行会社及び財務代理人の間の2018年5月11日付の確約書（本社債の発行日付の修正若しくは追補を含む。以下「確約書」という。）の適用を受けて発行される。

## (3) 利息及びその他の計算

(a) 各本社債には、2018年6月4日（当日を含む。）（以下「利息発生日」という。）から年率2.57%（以下「利率」という。）の利息を付し、2018年12月6日を初回支払日、満期日（本要項(4)(a)で定義される。）を最終支払日として（疑義を避けるために付言すると、初回支払日については、利息発生日（当日を含む。）から2018年12月6日（当日を除く。）までのロングファーストクーポンとなる。）、毎年6月6日及び12月6日（以下それぞれ「利払日」という。）の年2回、発行日又は直前の利払日（当日を含む。）から当該利払日（当日を含まない。）までの半年（それぞれ「利息期間」という。）分として額面金額1,000豪ドルあたり12.85豪ドルを後払いする。ただし、初回支払日の利息は額面金額1,000豪ドルあたり12.99豪ドルを支払う。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

#### 第4 【その他の記載事項】

以下の文言が、発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書面に記載される。

「本書及び本社債に関する2018年5月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では平成30年5月22日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。」

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度	自 平成29年 1月 1日	平成30年 5月11日
(2017年度)	至 平成29年12月31日	関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし

3 【臨時報告書】

該当事項なし

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

7 【訂正報告書】

該当事項なし

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以降、本発行登録追補書類の提出日（平成30年5月22日）までの間において変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、本発行登録追補書類の提出日現在においてもその判断に変更はありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし